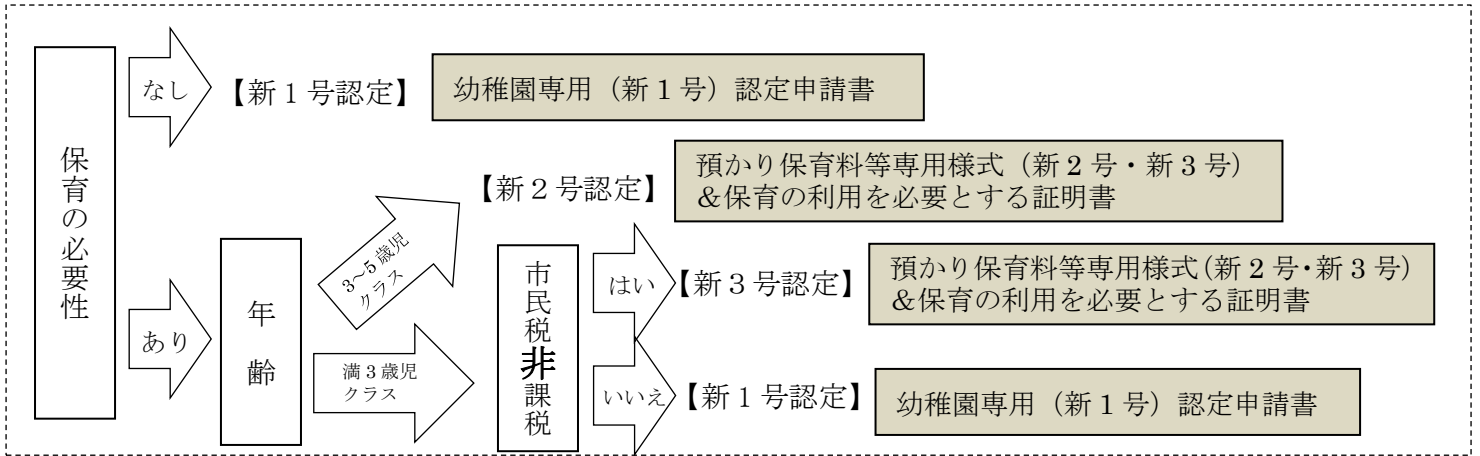


～無償化の対象となるには～

まずは、「認定申請書」等の書類の提出が必要です。

必要書類を園から受け取り直接幼稚園へ提出してください。

【認定および提出書類の早見表】



【保育料、預かり保育料の無償化について】

新1号・2号・3号認定全ての子どもが対象

入園料・保育料

月額2万5,700円まで無償化

◇満3歳から5歳児クラス(小学校就学前)までの子供が対象。

◇入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

- ◎ 給食費や通園費、教材費、行事費等は対象外。
- ◎ 月額25,700円を超える保育料等については保護者の負担になります。

《算定例》

	入園料(A) (月額換算)	保育料 (B)	上限額(C)	無償化対象 (A+BとCの 少ない方)	保護者 負担額
①	5千円/月 ※1	2万円/月	25,700円/月	25,000円/月	0円/月
②	—	3万円/月	25,700円/月	25,700円/月	4,300円/月

①X幼稚園に4月に入園し、入園料6万円、毎月保育料2万円の場合

※1入園料は「入園料/年間在籍月数」を各月に計上。  
(60,000円/12か月=5,000円)

②Y幼稚園で進級し、毎月保育料3万円の場合

新2号・3号認定の子どもが対象

預かり保育料

月額1万1,300円まで無償化

◇共働き世帯の子供など保育の必要性がある3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。

◇利用日数に応じて月額の上限額は変動。  
(450円×利用日数)

- ◎ 満3歳児は保育の必要性があり、かつ、市町村民税が非課税の世帯のみが無償化の対象。(月額上限16,300円)

《算定例》

	利用 日数	利用料 (A)	上限額(B) (450円/日)	無償化対象 (AとBの少 ない方)	保護者 負担額
①	10日	4,000円	4,500円	4,000円	0円
②	2日	9,000円 (月極)	900円	900円	8,100円
③	20日	9,000円 (月極)	9,000円	9,000円	0円

①日額「400円」設定のX幼稚園に在園で、月に10日利用した場合

②月額「9千円」設定(月極)のY幼稚園に在園で、月に2日利用した場合

③月額「9千円」設定(月極)のY幼稚園に在園で、月に20日利用した場合

※利用日数に応じて月額上限が変動するため、算定例②のように保護者負担額が発生する場合があります。

※園が実施する預かり保育時間が一定の基準より少ない場合、認可外保育施設を利用した保育料が無償化対象となることがあります。

## 【申請書類】

### ◇ 新1号認定の方

#### 保育の必要性がない世帯

(満3歳児クラスの市民税が非課税でない世帯を含む)

#### 〈提出必要書類〉

- ① 【幼稚園専用様式(新1号)】  
子育てのための施設等利用給付認定申請書 **のみ**

保育料等が  
月額 25,700 円まで無償

### ◇ 新2号・3号認定の方

#### 保育の必要性がある世帯

ただし、満3歳児クラスは市町村民税が非課税の世帯に限る

#### 〈提出必要書類〉

- ① 【預かり保育料等専用様式(新2号・新3号)】  
子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ②保育の利用を必要とする証明書 及び  
必要な添付書類
- ※通園先の幼稚園から受け取っていただくか、  
交野市ホームページからプリントアウトしてください。

保育料等が月額  
25,700 円まで

及び

預かり保育料が月額  
最大 11,300 円まで  
無償

## 【申請方法】

各認定の提出必要書類を専用封筒に入れ、必ず封をして通園先(通園予定)の幼稚園へ提出してください。

## 【注意事項】

- ・保育の必要性がある場合でも、**預かり保育等が不要な方は**、新1号認定申請書の提出で構いません。
- ・押印漏れ、記入漏れ、不備等があった場合、申請は成立しません

## 【保育を必要とする事由及び添付書類】

新2号・新3号認定を受けるには、「認定申請書」と同時に保育を必要とする事由の確認書類として**保護者(※)の『保育の利用を必要とする証明書』**の提出が必要です。※夫婦の場合は両方必要です。

また、「保育の利用を必要とする証明書」には「保育を必要とする事由」ごとに添付書類が必要な場合があります。

次の表の「保育を必要とする事由」の確認をお願いします。

保育を必要とする事由	「保育の利用を必要とする証明書」の該当箇所 及び添付が必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外勤・内職・専従者</li> <li>・その他(雇用内定者・再雇用)の方 (1ヵ月に64時間以上の労働を常態とする)</li> </ul>	①勤務証明書(内職証明書)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業(個人事業主)の方 (会社役員の方は①勤務証明になります)</li> </ul>	②自営業申立書 ※証明書類として「開業届(控)」「営業許可証」「確定申告書(控)」のいずれかのコピーを添付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする事由が、出産の方(産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度)</li> </ul>	③母子健康手帳の写し(出産予定日の記載部分 P.4・受診後の妊娠中の経過の写し P.8~9(交野市母子健康手帳の場合))を添付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする事由が、保護者の病気の方</li> </ul>	④疾病証明(診断書)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする事由が、保護者の障がいの方</li> </ul>	⑤障がい状況証明 ※手帳の写し(顔写真と等級がわかる部分の写し)を添付

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育を必要とする事由が、親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護 ※1</li> </ul>	⑥介護・看護証明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業に向けて求職活動を行っている方 ※2 (勤務先が内定している方や再雇用予定の方は ① 勤務証明書(内職証明書)になります)</li> </ul>	⑦求職活動誓約書に記入
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学(職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就労につながる就学を含む)している方、または就学が決まった方</li> </ul>	⑧就学等(予定)証明書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者が付き添いを必要とする療育施設等に母子通園している方</li> </ul>	⑨兄弟姉妹が療育施設等に母子通園している申告 ※療育施設の在園証明を添付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧の為保育できない方</li> </ul>	⑩災害復旧の欄に罹災した日を記入 ※罹災したことが分かる書類を添付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、市長が必要と認める場合</li> </ul>	市長が必要と認める書類を提出

※1 親族でない人への介護・看護や別居の親族への介護では新2・3号の認定は受けられません。

※2 求職活動が事由の場合、認定の有効期間は、有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月末まで。

問合せ先  
 〒576-0034  
 交野市天野が原町 5-5-1  
 交野市健やか部こども園課  
 TEL : 072-893-6407  
 FAX : 072-892-0525